

広島市建築・設備建設工事安全協議会設置要綱

(平成29年8月18日改正)

(目的)

第1条 広島市が発注する建築・設備に係る建設工事において、工事作業に起因する死傷事故や公衆への危害等を未然に防止し、安全管理の推進と工事の円滑な施工を図ることを目的として広島市建築・設備建設工事安全協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、工事現場の安全点検及び情報交換等を行い、その結果を都市整備局長（技術管理課）に報告する。

- (1) 工事の安全対策に関すること
- (2) 工事に伴って生ずる公害防止に関すること
- (3) 工事に伴う交通安全に関すること
- (4) その他関連事項

(組織)

第3条 協議会は、都市整備局指導担当局長を会長とし、次に掲げる会員をもって組織する。また、協議会に分科会を設置する。

- (1) 都市整備局営繕部、住宅部及び経済観光局中央市場の工事担当課長、工事担当係長及び監督員の職にある職員
- (2) 都市整備局営繕部、住宅部及び経済観光局中央市場が発注する請負金額が500万円以上かつ工期が3か月以上の建設工事の受注者（会員の期間は工事工期とする。）

(開催及び運営)

第4条 協議会は、原則として年2回以上開催するものとし、会長がこれを招集する。
2 協議会の会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

(事務局の設置)

第5条 協議会の庶務を処理するため、都市整備局営繕部営繕課を事務局とし、営繕課長を事務局長とする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関して必要な事項は、その都度会議において協議し決定する。

附 則 平成18年8月18日から施行する。
平成19年9月28日から施行する。
平成20年5月12日から施行する。
平成21年5月 1日から施行する。
平成24年4月 1日から施行する。
平成27年4月 1日から施行する。
平成29年8月18日から施行する。

広島市建築・設備建設工事安全協議会の運用

(令和6年3月1日改正)

- 1 広島市建築・設備建設工事安全協議会設置要綱第4条第2項の規定により、協議会の運営に関する事項を次のとおり定める。
- 2 協議会には別表の3分科会を設置し、原則として9月と1月に会議を開催する。
分科会は、工事担当課の職員と分科会の会議開催時点で会員となっている受注者の現場代理人等で構成し、工事現場の安全点検及び情報交換等を行う。
- 3 分科会における工事現場の安全点検は次の要領で実施する。
 - (1) 工事担当課は、分科会の会議開催前に、受注者に各現場の安全点検を指示するとともに、受注者の会員リスト、工事位置図及び受注者が実施した安全点検表を事務局に提出する。
 - (2) 事務局は、工事担当課から提出された資料をもとに、分科会が安全点検を行う工事現場を選定するとともに、安全点検班の編成を行う。
 - (3) 安全点検は、対象工事の2割を目途に1日で点検可能な件数について実施する。
 - (4) 事務局は、労働災害防止団体法第12条及び第36条第4項に基づく安全管理士の派遣を要請し、安全点検を行わせることができる。この場合は、原則として(2)とは別の工事現場を選定する。
- 4 事務局は、分科会が実施した安全点検結果等を1か月以内に都市整備局長（技術管理課）に報告する。
- 5 受注者の会員は、工事を受注すると同時に協議会に入会し、工事の完成とともに退会する。

広島市建築・設備建設工事安全協議会 分科会名簿

分科会	工事担当課等	
営繕分科会	都市整備局営繕部	営繕課
		営繕課施設整備担当
設備分科会	都市整備局営繕部	設備課
		設備課機械設備担当
		設備課電気設備担当
	経済観光局中央卸売市場	市場整備担当
住宅分科会	都市整備局住宅部	住宅整備課
事務局	都市整備局営繕部	営繕課